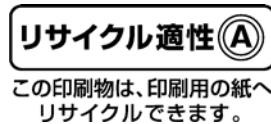


令和4年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



質 問 事 項

- 一 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について
- 二 手話言語条例制定を受けた都の対応について
- 三 東京都人権プラザ企画展における検閲事件について
- 四 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる談合事件について
- 五 地域のまちづくり、自然環境への影響が懸念される放射第35号線（環状7～放射36）について

一 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について

11月27日に都内市区町村立中学3年生8万人を対象に英語スピーキングテスト（E S A T－J）が実施され6万9,000人が受験しました。テスト実施前から、「不受験者」をめぐる不公正さ、教育格差の拡大などの数々の指摘がされてきました。そして、テスト実施を受けて、「中学校英語スピーキングテスト（E S A T－J）の都立高等学校の入学者選抜への活用を中止するための都議会議員連盟」と3つの都民団体が行ったオンラインアンケート（回答数478件）などを通して、当事者である中学3年生をはじめ、保護者、教員、専門家からさらに多くの問題が指摘されています。英語スピーキングテスト（E S A T－J）は都立高校入試への活用は行うべきではありません。

以下、質問します。

1 出題文の一部に学習指導要領の範囲外の内容があったことについて

ア テスト問題パートA第2問の「may have seen」（助動詞＋完了形）

という表現は中学校学習指導要領にはなく、高等学校学習指導要領解説に扱う記述があるものです。「E S A T－Jは、中学校学習指導要領に基づき、東京都が定めた出題方針により、出題内容を決めています。したがって、授業で学習した範囲の中から出題します」と述べてきた教育委員会の説明に反すると思いますが、いかがですか。

イ 12月8日都議会一般質問での「どの文法をどの段階で使うかは制限されるものではない」「中学で学ぶ単語を用い、英語として自然になる文を出題した」など、今回の出題は問題ないとする浜教育長の答弁に対して、さらに戸惑いと憤りの声があがっています。今回の対応を受けて、中学校で教える範囲の拡大や、教科書の編集方針の変更などが検討されることについて見解を伺います。

ウ 2022年3月に行われた兵庫県の公立高校入試で、中学校では習わな
い熟語（such as）を使用したため「出題ミス」として当該問題は全
員正解扱いとしています。今回の問題もこれに倣い、採点対象から除
外すべきではありませんか。

2 受験生の名簿の扱いの杜撰さと個人情報保護について

ア 試験監督はほとんどが簡易な講習を受けただけのアルバイトで、当
日の本人確認は名前の自己申告のみだったことを把握していますか。

イ 試験監督に対して受験生の写真付き名簿（個人情報）の扱いに関す
る注意はなく、名簿が試験会場に放置されていたケースもあったこと
を複数の試験監督が証言しています。実態を把握していますか。

ウ 試験当日の受験生名簿の扱いの杜撰さには、ベネッセの個人情報に
対する認識の甘さが現れていて、今後の個人情報流出が危惧されます。
教育委員会としての見解と対応を伺います。

3 公平・公正に実施されたとは言えない状況について

ア 「イヤーマフ越しに他の受験生の解答音声聞こえた」などの音漏
れ、前半組から後半組への解答音声や情報漏れなどの指摘がアンケー
ト回答や証言として多数発せられています。他の受験生の解答の内容
や使われている単語がわかるほど明瞭に聞こえたという内容も多数含
まれます。教育委員会は速やかに実態把握のための調査を行うべきで
はありませんか。

イ 入学試験の根幹に係る公平・公正さを損なう事例が確認されている
以上、都立高校入試に活用することはできないと思いますが、いかが
ですか。

二 手話言語条例制定を受けた都の対応について

東京都手話言語条例の制定を受けた都の対応について伺います。なお、この質問においては、文部科学省『聴覚障害教育の手引』（2019.3）などにならって、条例の言う「独自の文法を持つ言語」としての手話を「日本手話」、日本語の語順・語彙に対応した手話を「日本語対応手話」と呼びます。

- 1 都の事務全般における手話による情報発信の範囲、方法について、条例制定を踏まえた基本的な考え方を示してください。また、情報発信に当たっては、日本手話に対応したものとすべきと考えますが、いかがですか。
- 2 都は、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを求められています（第5条）が、「総合的かつ計画的」な推進体制の現状と今後の整備の方向、考え方について示してください。
- 3 条例によって都の責務とされているそれぞれの事項について伺います。

ア 学習機会の確保（第6条の2）について

条例は「東京都職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境の整備に努める」ことを都の責務としています。この点について、以下、伺います。

- a 手話を用いることが可能な職員の人数を、手話対応能力のレベルも含め示してください。
- b 都民との意思疎通のために手話通訳を配置している都の部署と、今後の配置の考え方
- c 「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」の概要と各局における活用状況
- d 都職員が手話を学び取得していくことを支援するための取り組み

の現状と今後の方向

イ 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等（第8条）について

条例は「手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努める」ことを都に求めています。この点について、以下、伺います。

a 都は手話通訳派遣センターに手話通訳の派遣を委託していますが、同センターに登録している手話通訳者の資格ならびに人数。そのうち日本手話への対応が可能な通訳者の数

b 同センターには手話通訳者養成講習も委託していますが、同講習の主な目的と実績、ならびに同講習での日本手話への対応状況

ウ 学校における支援（第10条）について

条例は、「手話を必要とする幼児、児童又は生徒が通う学校において、個々の特性に応じて手話を獲得し、手話を学び、手話で学ぶ」ことが可能となるよう、「切れ目ない学習環境を整備すること」などを都に対して求めています。この点について、以下、伺います。

a 都立特別支援学校のカリキュラムや課外活動における、「手話を獲得し、又は習得する」ための学習環境の現状と整備の方向性

b 都立特別支援学校において「手話の獲得又は習得を支援する」立場にある教員等が、どのように手話を習得しているのか。

c 「手話を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、手話に関する学習の機会を提供するとともに、教育に関する相談を受けるための環境を整備すること」（第10条三号）に関し、都としての取り組みの現状と今後の方向

三 東京都人権プラザ企画展における検閲事件について

都の公の施設である東京都人権プラザ（指定管理者：公益財団法人東京都人権啓発センター）の主催事業として、アーティスト・飯山由貴氏の企画展「あなたの本当の家を探しに行く」が開催されました。企画展の附帯事業（関連イベント）として、飯山氏から映像作品《I n - M a t e s》（2021年制作）の上映とトークが提案されていましたが、総務局人権部も関与する形で、上映しないこととする判断が下されました。この経過について質問します。

1 5月12日に人権部より人権啓発センター普及啓発課宛てに送られた《I n - M a t e s》に関する懸念点を挙げたメールについて伺います。

ア 作品中で歴史学者が「日本人が朝鮮人を殺したのは事実」と発言しているシーンに対し、

〈関東大震災での朝鮮人大虐殺について、インタビュー内で「日本人が朝鮮人を殺したのは事実」と言っています。これに対して都ではこの歴史認識について言及をしていません。小池知事は毎年9月1日に行われる朝鮮人大虐殺追悼祭について都知事として追悼文を発出しておらず、これに対しての世論を騒がせています。

<https://www.asahi.com/articles/ASP915SJCP91UTIL008.html>

都知事がこうした立場をとっているにも関わらず、朝鮮人大虐殺を「事実」と発言する動画を使用する事に懸念があります〉と書かれていました。

都としての「関東大震災での朝鮮人大虐殺」に関する認識を伺います。

イ 作品内のラップの歌詞について、

〈F U N I さんが「朝鮮人は全員抹殺する」「朝鮮人は一人残らず殺してやる」と言っています。これは見方によっては「ヘイトスピーチ」

と捉え兼（ママ）ねられません。ご自身が在日朝鮮人という事や、動画全体を視聴すればそうではないという事がわかりますが、参加者の受け取り方によっては「本邦外出身者に対する差別を「煽動する」」行為になるのではないかと思います。都でヘイトスピーチ対策をしている中で、想像の「歌」であったとしても、懸念があります。「言葉狩り」にならないよう、慎重に対応する必要があります。)

と書かれています。

これは、都のヘイトスピーチの規定と合致していますか。

ウ 〈動画全体を視聴した感想ですが、「在日朝鮮人は日本で生きづらい」という面が強調されており、それが歴史感、民族の問題、日本の問題、などと連想してしまうところがあります。参加者がこういう点について嫌悪感を抱かない様な配慮が必要かと思えます。)

との記載があります。

在日朝鮮人差別の事実の隠蔽を求める内容だと思えますが、見解を伺います。

2 10月28日に人権部より「東京都人権プラザにおける映像作品の上映に関する件について」という文書が出されています。この中で本企画展について「精神障害をテーマとし、来場者に精神障害に関する理解を深め、幅広い都民に、精神障害と人権について考えていただくきっかけになることを期待して企画したもの」とされています。この内容は、いつ、どのような手続きで決定したのでしょうか。また、飯山氏とはどのように合意されたのか伺います。

3 本件は、小池知事の関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への「追悼文」送付取りやめが、歴史的事実を覆い隠し、差別意識を助長し、都がめざす多民族共生の道に逆行する事態を招いていることを明らかにしました。

来年は関東大震災から100年という節目の年でもあり、知事は「関東大震災における朝鮮人犠牲者」への追悼の意を明確に示すべきだと思いますが、いかがですか。

四 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる談合事件について

東京オリンピック・パラリンピックは大規模な汚職事件に加えて、今度はテスト大会をめぐる入札談合事件が発覚しました。東京地検特捜部と公正取引委員会が、独占禁止法の疑いで、電通や博報堂など、広告代理店を家宅捜索したと報じられています。今や東京オリパラのイメージは惨憺たるものとなっています。

- 1 招致した東京都として、今回の談合事件の背景や原因について、また東京都の責任について、現時点でどのように考えているのか伺います。
- 2 東京都が立ち上げた談合事件に関する調査チームは、トップの潮田副知事や中村政策企画局長らオリパラに関与した人物で構成されており、独立した第三者はまったく参加していません。こうした人選のチームでは都民の信頼を得ることはできません。

談合の問題に知見を有する専門家などの第三者が関与する形での調査・検証を行うべきです。東京都の認識を伺います。

五 地域のまちづくり、自然環境への影響が懸念される放射第35号線（環状7～放射36）について

放射第35号線（環状7～放射36）は埼玉県内の新大宮バイパスから環状七号線に至る骨格幹線道路として、第四次事業化計画における優先整備路線に位置づけられています。同路線は基本幅員27mで最大幅員は42m、路

線長2,780mの間に大規模な立体交差を複数個所含む形で都市計画決定されています。通過する地域の多くは住居専用地域であり、整備による地域のまちづくりや住環境、自然環境への影響を懸念する声も大変強い路線です。

この路線に関して以下、伺います。

1 都市計画について

ア 都市計画決定時、当時の道路構造に関する基準等に照らして想定されていた車線数と基本の道路構造はどのようなものでしたか。

イ 道路の都市計画において、都市計画決定時、当時の立体交差の形状とする際の基本的な考え方を示してください。同路線において幅員16mの補助172号線との交差部が立体の都市計画となった理由は何ですか。

ウ 同路線の基本幅員は27mですが、現在の道路構造令等関連法令を前提にした場合にこの幅員で4車線を整備することは可能ですか。可能であるとすれば、その幅員構成を示してください。

エ 都内の骨格幹線道路網計画において、同路線のように放射線と環状線の交差部をショートカットする位置にある路線は他にありますか。こうした路線は、どのような道路交通上の課題に対処するために計画されたものですか。

オ 練馬区桜台に在所する廣徳寺の敷地、建物と同路線の計画がどのように支障するか、現時点で想定される内容を示してください。

2 交通量推計について

ア 同路線の交通量の推計結果を示してください。

イ 車線数は道路区分等に応じて設定することが道路構造令で示されていますが、上記推計を踏まえた場合、適切な車線数はどのように考え

られますか。

3 今後について

- ア 交通量推計の結果、西武池袋線の立体交差化の完了などの状況を踏まえれば、基本幅員や立体交差の要否など、同路線の事業化に先立って都市計画の見直しが必要だと考えますがいかがですか。また、第四次事業化計画における優先整備路線選定の過程で、都市計画上の課題が想定されるにもかかわらず優先整備路線に選定したのはなぜですか。
- イ 優先整備路線に位置づけられて以後の事業化に向けた検討の経過、主な内容を示してください。また、事業化に向けた今後の見通しを伺います。

令和 4 年 第 四 回 都 議 会 定 例 会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

- 一 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について
 - 1 出題文の一部に学習指導要領の範囲外の内容があったことについて
 - ア テスト問題パートA第2問の「may have seen」(助動詞＋完了形)という表現は中学校学習指導要領にはなく、高等学校学習指導要領解説に扱う記述があるものである。「E S A T－Jは、中学校学習指導要領に基づき、東京都が定めた出題方針により、出題内容を決めています。したがって、授業で学習した範囲の中から出題します」と述べてきた教育委員会の説明に反するが、見解を伺う。

回 答

今回のスピーキングテストの音読の問題は、中学校で学ぶ単語を用い、場面に応じて、英語として自然となるよう文を作成し出題したものであり、学習指導要領の趣旨に照らし、逸脱しているとの指摘は当たりません。

質 問 事 項

- 一の1のイ 今回の対応を受けて、中学校で教える範囲の拡大や、教科書の編集方針の変更などが検討されることについて見解を伺う。

回 答

中学校外国語の学習指導要領では、生徒が、英語を使って何ができるようになるかという観点が重視されており、目的・場面・状況に応じて多様な表現を扱うことが求められています。その際、どのような文法事項を扱うか、また、小・中・高等学校の、どの段階で扱うかについては、制限す

る趣旨となっておりません。

質 問 事 項

一の1のウ 2022年3月に行われた兵庫県公立高校入試で、中学校では習わない熟語（such as）を使用したため「出題ミス」として当該問題は全員正解扱いとした。今回の問題もこれに倣い、採点対象から除外すべきではないか伺う。

回 答

今回のスピーキングテストの音読の問題は、中学校で学ぶ単語を用い、場面に応じて、英語として自然となるよう文を作成し出題したものであり、指摘には当たりません。

質 問 事 項

一の2 受験生の名簿の扱いの杜撰さと個人情報保護について

ア 試験監督はほとんどが簡易な講習を受けただけのアルバイトで、当日の本人確認は名前の自己申告のみだったことを把握しているか伺う。

回 答

事業者は協定に基づき、適正に試験を運営することとしています。

質 問 事 項

一の 2 のイ 試験監督に対して受験生の写真付き名簿（個人情報）の扱いに関する注意はなく、名簿が試験会場に放置されていたケースもあったことを複数の試験監督が証言しているが、実態を把握しているか伺う。

回 答

事業者は協定に基づき、適正に試験を運営することとしています。

質 問 事 項

一の 2 のウ 試験当日の受験生名簿の扱いの杜撰さには、ベネッセの個人情報に対する認識の甘さが現れていて、今後の個人情報流出が危惧される。教育委員会としての見解と対応を伺う。

回 答

事業者は、協定に基づき、個人情報の取扱いについて、適正に行うこととしています。

質 問 事 項

一の 3 公平・公正に実施されたとは言えない状況について

ア 音漏れ、解答音声や情報漏れなどの指摘が多数発せられている。他の受験生の解答の内容や使われている単語がわかるほど明瞭に聞こえたという内容も多数含まれている。教育委員会は速やかに実態把握のための調査を行うべきではないか、見解を伺う。

回 答

都教育委員会は、テスト終了時に、事業者及び配置した都職員からの報告により、解答に影響を与えることはなかったことを確認しています。

また、テスト終了後に、区市町村教育委員会から状況を聞き取った結果、解答に影響を与えるような事例の報告を中学校から受けていないことを確認しています。

質 問 事 項

一の3のイ 入学試験の根幹に係る公平・公正さを損なう事例が確認されている以上、都立高校入試に活用することはできないと思うが、見解を伺う。

回 答

スピーキングテストは適切に実施されており、都教育委員会は、都立高校入試において、その結果を活用します。

質 問 事 項

二 手話言語条例制定を受けた都の対応について

1 都の事務全般における手話による情報発信の範囲、方法について、条例制定を踏まえた基本的な考え方を伺う。また、情報発信に当たっては、日本手話に対応したものとすべきだが、見解を伺う。

回 答

東京都手話言語条例では、都の責務として、手話を用いた都政情報の発信などを定めており、全庁に周知しています。

情報発信に当たっては、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重されることを目的としています。

質 問 事 項

二の２ 都は、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを求められている（第５条）が、「総合的かつ計画的」な推進体制の現状と今後の整備の方向、考え方について伺う。

回 答

都はこれまで、障害者・障害児施策推進計画に基づき、区市町村とも連携しながら手話通訳者の養成や手話のできる都民の裾野を広げる取組などを進めており、引き続き、手話を使用しやすい環境整備を推進していきます。

質 問 事 項

二の３ 条例によって都の責務とされているそれぞれの事項について

ア 学習機会の確保（第６条の２）について

a 手話を用いることが可能な職員の人数を、手話対応能力のレベルも含め伺う。

回 答

手話対応能力のレベルは把握していませんが、教員、警視庁職員、東京消防庁職員を除く都職員のうち、令和4年4月1日時点の本人からの申告において、手話を用いることが可能とした職員数は約40名です。

質 問 事 項

二の三のアのb 都民との意思疎通のために手話通訳を配置している都の部署と、今後の配置の考え方について伺う。

回 答

都では、聴覚障害者への対応として、タブレット端末等を活用し、文字情報や遠隔手話通訳により、窓口対応等を可能とする環境整備などを進めています。

質 問 事 項

二の三のアのc 「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」の概要と各局における活用状況について伺う。

回 答

デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業は、都庁舎や都事業所で聴覚障害者の意思疎通を支援するものです。都庁舎等の窓口での遠隔手話通訳と、電話での問合せを通訳者が代行する電話代理支

援があり、令和3年度の利用実績は延べ31件です。

質 問 事 項

二の三のアのd 都職員が手話を学び取得していくことを支援するための取り組みの現状と今後の方向について伺う。

回 答

都は、全職員を対象としたeラーニング研修や、課長級職員を対象とした職層別研修において、手話の概要や聴覚障害者と接する際の心構え等について学ぶ機会を提供しています。

加えて、自己啓発支援制度において、手話に関する資格取得等を支援しています。

今後とも、職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境の整備に努めていきます。

質 問 事 項

二の三のイ 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等（8条）について

- a 都は手話通訳派遣センターに手話通訳の派遣を委託しているが、同センターに登録している手話通訳者の資格ならびに人数、そのうち日本手話への対応が可能な通訳者の数について伺う。

回 答

東京手話通訳等派遣センターに登録されている手話通訳者は、国の手話通訳技能認定試験に合格した手話通訳士であり、令和4年3月現在158名です。

手話通訳者は、日本手話等を用いて聴覚障害者と聴覚障害がない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図っています。

質 問 事 項

二の三のイのb 同センターには手話通訳者養成講習も委託しているが、同講習の主な目的と実績、ならびに同講習での日本手話への対応状況について伺う。

回 答

都は、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的に手話通訳者等を養成しており、令和3年度の養成者数は192名です。

手話通訳者は、日本手話等を用いて聴覚障害者と聴覚障害がない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図っています。

質 問 事 項

二の三のウ 学校における支援（第10条）について

- a 都立特別支援学校のカリキュラムや課外活動における、「手話を獲得し、又は習得する」ための学習環境の現状と整備の方向性について伺う。

回 答

都立聴覚障害特別支援学校では、各教科の授業や部活動等の学校生活全般において、教員が音声と併せて手話を用いるなどして指導を行っており、引き続き児童・生徒が手話を習得できるようにしていきます。

質 問 事 項

二の三のウのb 都立特別支援学校において「手話の獲得又は習得を支援する」立場にある教員等が、どのように手話を習得しているのか伺う。

回 答

新たに都立聴覚障害特別支援学校に勤務することとなった教員は、手話が堪能な教員を講師とした校内研修を通じて手話を習得しています。

質 問 事 項

二の三のウのc 「手話を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、手話に関する学習の機会を提供するとともに、教育に関する相談を受けるための環境を整備すること」（第10条三号）に関し、都としての取り組みの現状と今後の方向について伺う。

回 答

都立聴覚障害特別支援学校の乳幼児教育相談では、聴覚に障害のある乳幼児の教育に関する相談を受けるとともに、保護者等を対象にした手話講

座により手話の学習機会を提供しており、引き続き取り組んでいきます。

質 問 事 項

三 東京都人権プラザ企画展における検閲事件について

1 5月12日に人権部より人権啓発センター普及啓発課宛てに送られた
《I n - M a t e s》に関する懸念点を挙げたメールについて

ア 都としての「関東大震災での朝鮮人大虐殺」に関する認識を伺う。

回 答

都では、毎年、横網町公園内の東京都慰霊堂で開かれる大法要において、東京で起こった甚大な災害と、それに続くさまざまな事情で亡くなられた全ての方々に対して、哀悼の意を表しています。

質 問 事 項

三の1のイ 作品内のラップの歌詞に対し送られたメールについて、都の
ヘイトスピーチの規定と合致しているか伺う。

回 答

本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチへの
該当性については、法務省より、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、
言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して、判断され
ることになるとの考え方が示されています。

質 問 事 項

三の1のウ メールにく動画全体を視聴した感想ですが、「在日朝鮮人は日本で生きづらい」という面が強調されており、それが歴史感、民族の問題、日本の問題、などと連想してしまうところがあります。参加者がこういう点について嫌悪感を抱かない様な配慮が必要かと思えます。＞との記載があるが、在日朝鮮人差別の事実の隠蔽を求める内容だと思いが、見解を伺う。

回 答

5月12日付けメールの記載は、人権部の担当職員が、あくまで担当として映像作品を確認した限りのものとして、映像を見た方に、在日朝鮮人の方々が皆「日本で生きづらい」といった葛藤を抱えているという誤解を与えないような配慮について、東京都人権啓発センターの担当者との間で確認しようとしたものです。

質 問 事 項

三の2 10月28日に人権部より出された文書の中で本企画展について「精神障害をテーマとし、来場者に精神障害に関する理解を深め、幅広い都民に、精神障害と人権について考えていただくきっかけになることを期待して企画したもの」とされている。この内容は、いつ、どのような手続きで決定したものか。また、飯山氏とはどのように合意されたのか伺う。

回 答

本企画展については、令和4年3月に東京都人権啓発センターから、令和4年度の企画展第2期について、精神障害をテーマに視覚的な展示で啓発を行い、来場者に理解を深めてもらう目的で開催するとの事業計画書が提出され、東京都はこれを承認しました。

飯山氏には、令和3年12月に人権啓発センターが、令和4年度の企画展において、精神疾患を巡る社会・家族・歴史など、様々な観点から人権を考えていくため、今回使用した、精神障害を扱った3作品を上映したいと協力を打診しました。その後の調整を経て、令和4年8月に人権啓発センターと飯山氏の間で企画展の内容について合意に至り、業務委託契約を締結しました。

質 問 事 項

三の3 来年は関東大震災から100年という節目の年でもあり、知事は「関東大震災における朝鮮人犠牲者」への追悼の意を明確に示すべきだが、見解を伺う。

回 答

都では、毎年、横網町公園内の東京都慰霊堂で開かれる大法要において、東京で起こった甚大な災害と、それに続くさまざまな事情で亡くなられた全ての方々に対して、哀悼の意を表しています。

質 問 事 項

四 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる談合事件について

1 招致した東京都として、今回の談合事件の背景や原因について、また東京都の責任について、現時点でどのように考えているのか伺う。

回 答

本件は、現在、東京地検等により捜査等が行われています。都としては、テストイベントに係る契約手続等の適正性などを確認するため、調査チームを立ち上げ、調査を行っています。

質 問 事 項

四の2 東京都が立ち上げた談合事件に関する調査チームは、トップの潮田副知事や中村政策企画局長らオリパラに関与した人物で構成されており、独立した第三者はまったく参加していない。こうした人選ではチームが都民の信頼を得ることはできない。談合の問題に知見を有する専門家などの第三者が関与する形での調査・検証を行うべきであるが東京都の認識を伺う。

回 答

組織委員会の規程や手続など客観的事実について、都が、事業協力団体である組織委員会に書類等の確認を求めるなどにより調査を行ってきました。また、有識者の指導・助言のもと調査を継続していくことをすでに公表しています。

質 問 事 項

五 地域のまちづくり、自然環境への影響が懸念される放射第35号線（環状7～放射36）について

1 都市計画について

ア 都市計画決定時、当時の道路構造に関する基準等に照らして想定されていた車線数と基本の道路構造はどのようなものだったか伺う。

回 答

放射第35号線（環状7～放射36）の区間は、昭和41年7月30日付けで、国により都市計画決定されました。

車線の数は定めていませんが、一般部では6車線を想定して標準幅員27メートルの地表式として計画決定されています。

質 問 事 項

五の1のイ 道路の都市計画において、都市計画決定時、当時の立体交差の形状とする際の基本的な考え方を伺う。同路線において幅員16mの補助172号線との交差部が立体の都市計画となった理由は何か伺う。

回 答

補助第172号線との交差部については、昭和41年に作成した「東京都市計画街路調査特別委員会の報告書」の考え方を参考に、立体交差として都市計画決定されています。報告書では、「主要幹線街路として連続的な立体交差計画を採用いたしました。」としています。

質 問 事 項

五の1のウ 同路線の基本幅員は27mだが、現在の道路構造令等関連法令を前提にした場合にこの幅員で4車線を整備することは可能か。可能であるとすれば、その幅員構成を伺う。

回 答

放射第35号線（環状7～放射36）は、一般部では標準幅員27メートルで決定されており、車線の数については定めていません。

具体的な幅員構成については、事業段階において、「道路構造令」や「都道における道路構造の技術的基準に関する条例」の基準などを勘案し、決定することとなります。

なお、最近の事例として環状第4号線（白金台区間）においては、25メートルの幅員で4車線の事業を進めています。

質 問 事 項

五の1のエ 都内の骨格幹線道路網計画において、同路線のように放射線と環状線の交差部をショートカットする位置にある路線は他にあるか。こうした路線は、どのような道路交通上の課題に対処するために計画されたものか伺う。

回 答

都市計画道路は、様々な機能を持つ道路が組み合わせられ適切に配置され

ることで、道路ネットワークを形成し、自動車交通の円滑化、緊急輸送道路の拡充などに役立っています。

放射第35号線（環状7～放射36）は、完成区間や事業中区間と一体となって、環状第7号線から埼玉県境を結ぶ骨格幹線道路で、都内や近隣県を広域的に連絡し、高速自動車国道をはじめとする主要な道路を結ぶ、重要な交通機能を担う幹線道路です。

質 問 事 項

五の1のオ 練馬区桜台に在所する廣徳寺の敷地、建物と同路線の計画がどのように支障するか、現時点で想定される内容について伺う。

回 答

現在の都市計画の図書等によると、練馬区桜台の廣徳寺の敷地及び建物の一部が放射第35号線（環状7～放射36）の区域に含まれています。

道路の詳細な位置については、今後実施する現況測量等の現地調査を進める中で確認します。

質 問 事 項

五の2 交通量推計について

ア 同路線の交通量の推計結果について伺う。

回 答

事業化に当たっては、第四次事業化計画策定後、平成22年道路交通セン

サスに基づく将来交通需要推計から予測した結果を踏まえて設計基準交通量の検討を行っています。

引き続き、今後の自動車交通量の動向を踏まえて検討を進めていきます。

質 問 事 項

五の２のイ 車線数は道路区分等に応じて設定することが道路構造令で示されているが、上記推計を踏まえた場合、適切な車線数はどのように考えられるか伺う。

回 答

放射第35号線（環状7～放射36）の車線の数については、「都道における道路構造の技術的基準に関する条例」に基づき、道路区分等に応じ、設計基準交通量を踏まえ設定することとなります。

引き続き、今後の自動車交通量の動向を踏まえて検討を進めていきます。

質 問 事 項

五の３ 今後について

ア 交通量推計の結果、西武池袋線の立体交差化の完了などの状況を踏まえれば、基本幅員や立体交差の要否など、同路線の事業化に先立って都市計画の見直しが必要だと考えるが見解を伺う。また、第四次事業化計画における優先整備路線選定の過程で、都市計画上の課題が想定されるにもかかわらず優先整備路線に選定したのはなぜか伺う。

回 答

放射第35号線（環状7～放射36）は、骨格幹線道路のミッシングリンクの解消などから、第四次事業化計画の優先整備路線に選定されています。

なお、本区間は、検討の深度化を図りながら、事業化に際して都市計画決定区域の見直しが必要となった場合は、都市計画の変更を行うこととなります。

質 問 事 項

五の3のイ 優先整備路線に位置づけられて以後の事業化に向けた検討の経過、主な内容について伺う。また、事業化に向けた今後の見通しを伺う。

回 答

これまで、放射第35号線（環状7～放射36）の事業化に向けて高低差処理や幅員構成、縦断線形、現道との取付け方法等の検討を進めています。

引き続き、事業化に向けて必要な検討を進めていきます。